

苫小牧市市有施設太陽光発電設備等導入事業に対する質問への回答票【重点対策加速化事業分】

NO	質問事項の内容	回答内容
1	調査を行った結果、提案書より設置容量が少なくなつてしまった場合、単価の見直しは可能でしょうか	契約単価については原則提案時の単価としますが、受託候補者選定後に行う構造調査等において単価を見直すこととなった場合には、必要に応じて協議を行うこととします。なお、その場合においても今回提示している提案限度額単価を上回ることはできません
2	市の指示により撤去する場合、撤去費用は市負担ということでしょうか。	仕様書の予想されるリスクと責任分担表でお示ししているとおり、市の指示による事業の中止・延期は市負担で対応しますが、改修工事等による一時的な運転停止については事業者負担（1回目のみ）となります
3	1 ページ目に「運転期間終了後の設備の取り扱いについては市と協議の上決定する」とありますが、2 ページ目では契約単価に撤去費用も含めると記載が有ります。この場合の撤去費用は何を指しているのでしょうか。	運転期間終了後については、事業者の負担により撤去することを前提としますので、撤去費用も含めた契約単価を提示してください
4	陸屋根はアンカーをスラブへ打ち込めない為、必然的に置基礎での設置しか方法がないと思われませんが、その際の設置パネルの角度の指定は有りますでしょうか。	パネルの設置角度については、積雪や風の影響等を考慮したうえで、安全面が確保されるのであれば指定はございません
5	6 施設全ての提案が必須でしょうか。試算した結果、提案限度額以上となつてしまった施設は、提案から外してもよいでしょうか。	提案時において限度額を超過する場合は、施設ごとに限度額内での提案が不可である理由について示したうえで除外することは可とします
6	白鳥王子アイスアリーナのサンルーフでの設置箇所に	①キッチンカーは高さ 3m、幅 2 m以内を想定

	<p>ついて</p> <p>①想定しているキッチンカーの高さや幅</p> <p>②キッチンカーの上部からサンルーフまで何メートル離さなければならない等の規定があるか。</p> <p>③サンルーフでの設置イメージですが、キッチンカーの往来があるのであれば全面設置ではなく一部設置等の提案も可能でしょうか。</p> <p>④地盤のアスファルトの厚さが分かる資料等あればご提示いただけますでしょうか。</p> <p>⑤構造計算書と図面のデータをいただけますでしょうか。</p>	<p>②キッチンカーの上部からサンルーフまで距離は安全に通行できる距離を保てるのであれば特に定めはありません</p> <p>③一部での提案も可です</p> <p>④・⑤地盤アスファルト舗装の厚さがわかる書類及び構造計算書、図面については必要な事業者に別途提供しますので問い合わせ先にご連絡ください</p>
7	<p>日新温水プールの駐輪場サンルーフですが、地面からの高さの規定等ありますでしょうか。</p>	<p>人の通行に支障が無ければ地面からの高さの規定はございません</p>
8	<p>アブロス沼ノ端スポーツセンターのソーラーカーポート設置可能箇所ですが、南東側の植樹により影がかかる恐れがあります。伐採は可能でしょうか。</p>	<p>現状の環境を維持した状態での提案としますので、伐採は不可とします</p>
9	<p>データに第2給食センターの屋根平面図、立面図、矩計図等の図面の確認ができませんでした。追加で提供いただけますでしょうか。</p>	<p>第2給食センターの屋根平面図、立面図、矩計図等については必要な事業者に別途提供しますので問い合わせ先にご連絡ください</p>
10	<p>各施設の防水方法、防水年月日を教えてくださいませんか。</p> <p>①白鳥王子アイスアリーナ</p> <p>②日新温水プール</p> <p>③沼ノ端スポーツセンター</p> <p>④道の駅ウトナイ湖</p>	<p>①ゴムアスファルトルーフィング：1996年</p> <p>②アスファルト露出防水：1990年</p> <p>③アスファルト防水：2010年</p> <p>④アスファルトルーフィング：2009年</p> <p>⑤アスファルト露出防水絶縁工法：2012年</p> <p>⑥アスファルト露出防水絶縁工法：2022年</p>

	⑤第1給食センター ⑥第2給食センター	
11	現在の候補施設の防水保証の内容をご教示いただけますでしょうか。	候補施設全て新築又は防水工事から10年間の防水保証となっております
12	市との協議により決定する(仕様書 2(5)サ)とありますが、いずれにするかを契約締結前に決定いただくことは可能でしょうか。	事業実施期間終了後の太陽光発電設備の取扱いについては、事業者の負担により撤去することを前提としますが、最終的な決定については事業期間中に決定することとします
13	「運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする」、一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置の場合の「設備の運転期間には含まない」とある一方、「履行期間」は2044年3月31日となっております。契約開始が2024年4月1日となり、期間中に移設が発生した場合は、満了時期が2044年3月31日を超えてしまうこともあり得ますが、問題ないでしょうか。	市が実施する改修工事等により、一時的な運転停止及び一時撤去を行った場合は、設備の運転期間には含まないこととすることから、契約変更を行ったうえで事業期間の延長により対応する考えです
14	「契約金額の100分の10」免除規定あり。と記載がありますが、どういった場合に発生する金額でしょうか。また、免除規定について詳細を教えてください。	<p>苫小牧市契約に関する規則において</p> <p>(1) 契約人が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき</p> <p>(2) 契約人から委託を受けた保険会社又は別表に掲げる金融機関と工事履行保証契約を締結したとき</p> <p>(3) 契約人が過去3年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、それを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき</p> <p>等が主な免除規定となります</p>

15	地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は適用可能であるという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです
16	単価は事業期間中一定とありますが、施設側の需要変化等による使用量の変動があった場合、契約単価の見直しについて協議による変更が可能でしょうか。	原則単価については、事業期間中一定としますが、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは市と事業者において協議し決定することとします
17	構造調査の結果はどの時点で提出が必要でしょうか。	受託候補者特定後に構造調査の実施をお願いします
18	今後 20 年間で、想定される施設の廃止・改築はありますでしょうか。	現時点においては、予定はございません
19	設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。とありますが、移設理由が御市に起因する場合は御市の負担でよろしいでしょうか。	仕様書 2 事業内容（5）設置の基本的条件のクに記載しておりますとおり、各施設において 1 回目の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置については、事業者の費用負担で行うこととします
20	設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。とありますが、一時取り外した設備を保管しておくスペースを、御市内で確保いただくことは可能でしょうか。	可能な限り施設敷地内に保管場所を確保しますが、改修工事の規模等により施設敷地内での保管が難しい場合は、他の市有地確保について協議を行います
21	今後 20 年間で、防水工事の予定やその他設置場所に関する修繕計画があればご共有いただけますでしょうか。またその工事期間はどのくらいが想定されるでしょうか	現時点において、導入候補施設全て修繕計画はございません
22	余剰電量を売電する提案は可能でしょうか。	原則全量導入施設で活用することとしますが、余剰電力が

		発生した場合に売電することにより事業費総額を削減できるなど、コストメリットが見込める場合については、他の制度（補助要件や逆潮流の可否など）と整合性を図ったうえで提案することも可とします
23	市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を発電事業者を支払うとありますが、ご請求は一本化しても問題ないでしょうか。	施設ごとの請求とします
24	活用予定の補助金が不採択となった場合、該当施設での事業を中止とさせて頂くことは可能でしょうか。	提案限度額単価を超過する場合は、事業中止とします
25	拠点ごとに単価を提示したものの、結果的に何拠点かで設置が困難となってしまった場合は、残りの拠点のみ契約締結となることもあり得るでしょうか。	仕様書2 事業内容（5）設置の基本的条件のズに記載しているとおり、構造上問題が無ければ全ての候補施設に導入することとしておりますので、設置が困難となった原因により判断します
26	設備の容量選定等のため、対象施設の電力需要データ（30分データ等）を頂けますでしょうか。	必要な事業者に別途提供しておりますので問い合わせ先にご連絡ください
27	想定外に法制度が変わった場合などは契約単価の見直しについて協議による変更が可能でしょうか。	仕様書別紙2の予想されるリスクと責任分担でお示ししているとおり、法令、条例等変更による負担者は事業者としておりますが、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは市と事業者において協議し決定することとします